

## **報告 核兵器のない平和な世界への展望を示す**

### **第18回非同盟首脳会議に参加して**

日本 AALA 連帯員会代表理事 田中靖宏

第18回非同盟首脳会議が10月25、26の両日、カスピ海に面したアゼルバイジャンの首都バクーで開かれました。会議には120の加盟国と17のオブザー国・組織にゲストを含め150以上の国・組織の首脳と政府・組織代表が参加しました。日本 AALA は非同盟創立時からオブザーバーの資格をもつアジア・アフリカ人民連帯機構 (AAPS0) の常設書記局メンバーとして、第11回首脳会議から代表を送って参加してきました。今回は AAPS0 のハディディ議長が団長で、日本 AALA から私と清水学さんが団員となり、大村哲、浅尾剛の2人が随員として参加しました。

#### 迫力のある首脳たちの討論

会場となったのはバクー市内の中心部にある大きなコンベンション・センター（国際会議場）で、国父ともいわれるヘイダル・アリエフ（前大統領）センターの隣にあります。なにしろ150カ国ほどの国の代表団が参加するので、四角にならんだ席は、最前列が首脳で後ろにそれぞれ2人の団員がすわるというかたちなのですが、広すぎて向こう側の首脳の顔は肉眼では確認できないほどです。しかし音響効果が抜群で、席の前のテレビ画面とあわせると、遠さはまったく感じられず、目の前で聞いているのと変わらない迫力があるのには驚きました。それぞれ一国を担う首脳たちの肉声にはとても力強さがあり、レシーバーを通じて流される通訳の言葉を通じて、訴えの真剣さはひしひしと迫ってきました。

会議の成果は、採択されたバクー宣言に集約されています。結論的にいうと核兵器のない平和な世界の実現は可能だ、それにむけて力を合わせて頑張ろうという内容で、オブザーバーである中国やブラジルを含めると世界人口の8割、国の数でいえば7割が、こういう目標で一致して声明を発したことは、とても励まされることだったと思います。残念ながら日本の一般マスコミはほとんど無視で、まともに報道したメディアは日本共産党の「しんぶん赤旗」を除いて皆無でしたが、主催国のアゼルバイジャンはじめ主な非同盟諸国のメディアは一斉にその成果と内容を報じており、際立った対照をしめています。

中身に入る前に、もうすこし会議の様子を報告しますと、首脳会議に先立つ24、25の両日が閣僚会議で、こちらは海辺の豪華ホテルのホールが会場でした。議長団の席が前にあって、各国はそれに向かいあう形で並び、アルファベット順に代表が発言していくという形でした。オブザーバーの席は後部で、AAPS0 の席は最後列で全体が見渡せる場所がありました。ただこちらも大きな画面に発言者の姿が映しだされるので、各国の発言を身近に聞くことができました。

私たちのすぐ前が中国で、右がプエルトリコ独立党、左がアルゼンチンといった配置で

した。中国は女性の駐アゼルバイジャン大使が団長でした。会場には入れるのは、加盟国とオブザーバー組織の代表だけで、ゲスト国や組織の関係者やメディアははいれません。日本政府はいつもゲスト国として参加しているので、会場に席はありませんでした。一方首脳会議は、今回から初めてゲスト国や組織の代表も会場に席をもうけられ何人かはスピーチの機会が与えられていました。ただ日本政府の席は一番末端で大使館の参事官が参加していましたが、中央に近い場所にあった私たちとは主客が逆転する配置でした。

私たちが参加したのは2日目の午後からで、オブザーバーを含めて3分の2の国の発言を聞くことができました。論議されていたのは閣僚会議に先立って開かれていた高官会議がまとめた最終文書案で249ページ1172項目もあるもので、各代表がこの記述について意見をいう形ですすめられていました。大枠では一致していても各地で紛争をかかえ、対立する国があるので、それぞれの立場から互いにけん制しあう発言もありました。採択にあたっては、直前におこなわれた南米ボリビアの選挙をめぐってエボ・モラレス大統領の当選を祝福するとの内容にチリが反対をのべ、これにキューバが反論するなど議論がありました。

南シナ海での中国の覇権主義的な行動に懸念を表明した項目は、3年前のマルガリータでの首脳会議で、議長国のベネズエラが中国の「主張」をうけて表現をやわらげ、これにASEANを代表したラオスが抗議をしてその項目の採択に「留保」を表明するという経過がありました。今回の最終文書は、前回の文言がそのまま引き継がれたため、ASEANを代表したタイ（今年のASEAN議長国）が今回も「保留」を表明しました。険しい場面があったので、どうなるかと思いましたが、議長をつとめたアゼルバイジャンのメメディアロフ外相の采配はたいしたもの、それぞれ合意点を提案しつつ不一致点を首脳会議に委ねると結語をのべて承認されました。

首脳会議の全体的な印象をもう一つ付けくわえますと、120カ国といっても首脳自身が参加したのは十数カ国しかなく、あとは副大統領や外相、次官といったレベルでした。とくに当初から運動の推進役となってきたインドやインドネシア、エジプトといった諸国が首脳の参加を見送ったことは、それぞれの国の政権の姿勢や大国との力関係が影響しているにしても、これらの国の存在感が後退した結果、また運動自体の影響力の現状を反映しているのかという印象はいなめませんでした。

その代りとはいっては何ですが、新しい諸国が運動を担うという意気込みは感じられました。議長国になったアゼルバイジャンは日本ではあまり知られていない旧ソ連の一国で、開会総会ではその隣にイランのロウハニ大統領、前議長国ベネズエラのマドゥーロ大統領、マレーシアのマハティール首相やバングラデシュのハシナ首相、キューバのディアスカネル大統領といった首脳が並びました。考えてみると、21世紀になって議長国になってきた諸国の首脳たちで、米政権から蛇蝎のごとく嫌われ敵視されて、さまざまな圧力や干渉を受けている国ばかりです。そうした諸国が、バンドン精神という国際的な大義をかかえて諸国を結集し、世界の秩序と平和を守る姿をアピールする場にしたい、そのような姿勢が

色濃く反映した会議だったといえます。

### 議長国アゼルバイジャンの面目躍如

そうしたなかで注目されたのが、2011年に非同盟運動に加盟したばかりのアゼルバイジャンが議長国を引き受けて首脳会議を主催したことです。アゼルバイジャンは北海道ほどの面積に人口1千万弱の小さな国です。90%がイスラム教ですが100年前の第一次大戦後に世俗の民主共和国として独立しました。しかし2年しか続かず、ソ連邦に組み入れられ、ソ連が崩壊した1991年に独立を回復しました。国内にナゴルノ・カラバフの民族紛争とその後のアルメニアとの戦争で百万人もの国内難民がでるなど、民族対立に苦しんでいる国です。

その国がなぜ非同盟を選んだのか、その背景については清水学先生が詳しく解説されているので、参考にしていただきたいとおもいますが、私が得た印象は、国民がヨーロッパの一員でありながら、東西文明の接点として架け橋になることをとても誇りにしていることでした。ホテルから首脳会議向かうバスの中で話をした外務省の職員は、日本とアゼル語の文法が似ていることや柔道やレスリングの格闘技が盛んだと親日ぶりをアピールしながら、2020年のオリンピック開催と2022年の万博開催をめぐって日本とよいライバル関係にあると語りかけてきました。私が両方とも日本の勝ちだとういうと、「しかしこういう会議は開けませんよね」と自慢をしていました。

たしかにこの国は北のロシアと南のイラン、西のアルメニアとトルコに挟まれ文明の結節点にあり、古くから文化の融合と対立を繰り返してきたと歴史の本には書いてあります。バクーの街そのものがイスラム教でありながら外見は西欧風で、かつてのソ連様式のアパート群が近代的な建築のホテルやマンションにどんどん建て替えられてミックスしている様子でした。アリエフ大統領は開会の演説のなかで、独立後、国内の民族紛争の克服に努力する一方で、すべての国との友好を促進する外交方針をかかげ、文明間の対話をうながすバクー・イニシアチブを国連の後援で主催し、ロシアと米国、NATOと米国の対話の場を提供して「架け橋になって」きたと説明しました。そのうえで非同盟運動の目標と役割に自国の外交が完全に一致するとして、その活動が今回の議長国として承認されたことに感謝するとのべました。

たしかにこれだけの多数の諸国からの支持をうけたことは、この国にとって、またアリエフ政権にとっての大きな成果でしょう。国営のアゼルニュースに登場する外交専門家は、一様にアリエフ外交の勝利であり、非同盟運動の指導に今後の力を得たとたたえています。非同盟運動は2021年に創立60周年、また2022年に起源となったバンドン会議から65周年を迎えます。そうした節目の運動を担う議長国としてアリエフ大統領がどのように指導をしていくのかとても注目されるところです。

話がまた会議の模様に戻りますが、この国が実際どれだけ外交に力をいれているかは、

最初に述べた会議場のセットだけでなく、随所に感じられることでした。いちばん驚いたのは、会議の運営や資料のやり取りがすべて電子メールでおこなわれることでした。私も一時代前は、いろいろなサミットの現場取材を経験しましたが、その時はいつも大きなプレスセンターができて、世界からの取材人がそこにきて、配布される資料をうけとって記事にしていました。事務局の人や各国のプレス担当がそこにきて資料を配布し、ブリーフィングしてくれました。

ところがいまは、これらのやり取りが紙ではなく、電子メールで行われるのです。例えば首脳たちのスピーチのテキストや各国代表リスト、関連資料などは、会議場に入れた代表団員だけがアクセスできる ID をもらってスマホでアクセスし、そこでダウンロードして入手するのです。会議場の外ではアクセスできない仕掛けでコントロールされているようでした。ですからスマホの操作に精通していないと話になりません。事務局に問い合わせにいても、それはどこどこにアクセスして入手しろ、事務局への要望や質問、資料の提供はメールで送れといわれます。電話やインターネットにつなげるだけの使用しかしていない旧世代のわたしは途方にくれることが一度や二度ではありませんでした。

考えてみると、たしかにこの方が合理的です。配る時間も節約できるし、資料が足らなくなったりすることがありません。瞬時に情報を共有できるわけですから。なるほど会場の外ではたいてい人はスマホをみています。紙をもって走り回っている人は皆無でした。会場には入れない随員たちは、控え室や会場の隣にしつらえられた映画館のような大ホールで大きな画面をみながら会議をウォッチするのです。会場脇に設けられたメディアのワーキングルームは国営通信など限られたチームしか入れず、一般メディアの取材陣は車で30分もかかる別のホテルに設けられたメディアセンターでの取材でした。首脳たちの宿泊施設は厳重なセキュリティ・コントロールがあって、記者たちの間からは制約の多い取材環境に不満がでていましたが、会議の運営という観点からは、国際会議や外交を重視するアゼルバイジャンの面目躍如たるものを感じました。

## 多国間主義と主権の擁護

今度の会議のテーマは「「バンドン原則を擁護し、現代世界の課題への一致した適切な対応を確保するために」でした。この「現代世界の課題」は会議のなかで「新しい現実」とか「新たな挑戦」という言葉で、各国の首脳からいろいろなかたちで言及されました。それらは採択された最終文書の前書きの部分に端的にまとめられています。かいつまんでいうと、リーマンショックに象徴される世界経済・金融危機のもとで、世界的に貧困と格差が拡大し、地球環境が破壊され、新しい軍拡競争が始まっている。そのしわ寄せを勤労者とりわけ発展途上国の人民が被っている。そう状況の下で、トランプ米政権のような自国優先の単独行動主義が広がり、力を背景に途上国にたいして不平等な交易条件や特定の発展モデルを押し付け、従わない諸国には制裁と称して「一方的な強制措置」がとられている。非同盟諸国はこういう傾向に団結して対応しなければならないというものでした。

とりわけ首脳たちが一様に強調したのが、ユニラテラリズムという言葉に代表される動きです。ユニラテラルというのは、一方とか片方の、あるいは一方的なという意味で、それにイムズをつけると単独主義とか一国行動主義という意味になります。かつては軍備の削減や撤廃を相手や周囲との交渉なしに自主的にやる意味に使われ、いまでも辞書には、外交問題を他国の助言や干渉なしに独自に処理すべきだという主張と説明されています。ただ今使われているのは、個人のレベルと同じように、相手や周囲のことは考えずに、自分の思い通りに振舞う、自分勝手とか独善的な行動という否定的な意味で使われています。

念頭におかれているのは米国のトランプ政権による一連の政策と行動です。米国はもとも国連に加盟していてもその義務に拘束されない、死活的な利害がかかわる場合には単独で独自に行動するという政策を共和党も民主党もとって公式の政策として明示しています。それでいて他の加盟国には国連安保理決議違反を厳しく追及し、場合によっては制裁を課し、武力行使さえ辞さない政策をとっています。国連安保理決議なしでおこなわれたユーゴスラビア空爆やリビア攻撃、さらにイラク侵攻など、単独行動主義は米政権の一貫した政策です。

トランプ政権はそれにとどまらず、「アメリカ・ファースト」を掲げてむき出しの米国の国益優先主義をとっています。国際協調とは正反対の、自国が結んだ国際条約や安保理決議も守らないどころか一方的に破棄する、一步も二歩も進んだ一国行動主義です。これらは地球温暖化対策の目標をきめたパリ協定や TPP（環太平洋自由防衛協定）からの離脱やロシアとの一連の核軍備管理協定の破棄、パレスチナ問題をめぐり、エルサレムへの首都移転やゴラン高原のイスラエル主権の承認、西岸へのユダヤ人入植地の承認などに現れています。二国間の貿易交渉でも、話し合いの前に一方的な関税上乗せをしたり、制裁を課したり、従わない時は経済戦争まで仕掛けています。

懸念されるのは、ミニ・トランプともいえる指導者が各地に現れて米国の一国主義に追随し、迎合する動きが広がっていることです。ブラジルのボルソナロ政権やトルコのエルドガン政権、あるいはインドのモディ政権さらに東欧諸国の一部に生まれている極右政権の行動にその傾向があわわれています。これらの政権は、その自国優先政策を正当化するために、民族や宗教のアイデンティティをもちだして国内を引き締め、権力の維持につかっています。関連しますが、首脳会議の会場で私の隣にすわっていた難民救援の国際団体の係官と話した際に、「日本と韓国の対立もありますね」といわれたのにはハッとさせられました。世界は日韓対立を同じようなナショナリズムや一国主義の広がりという角度でみているわけです。

さて首脳たちは、それぞれ温度差はあるものの、「世界に広がるユニラテラリズム」「行き過ぎたナショナリズム」などという言い方で、各地に表れている単独行動主義に警鐘を鳴らしました。もちろん覇権主義、帝国主義、植民地主義、大国主義という言葉を使った国もありました。そのうえで強調したのが「マルチラテラリズムの堅持」という表現でした。バイラテラル（2国間の）とともにユニラテラルの反対語で、多数国が参加するとか、

多国間という意味ですが、首脳たちは、国連を中心とする多国間の国際システムを尊重する国際協調主義のことを指しています。話はそれですが、このことは日本国憲法の前文にも「われらは、いずれの国家も自国のみにことに専念してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従うことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる」とこの原則が述べられています。

こうした認識にたつて首脳たちが採択したバクー宣言は、前文で国連憲章の目的、原則、規定をしっかりと守るとの決意を示したあと、最初の項で次のように述べています。

「国連は、人類の豊かで多様な経済、政治、社会、文化の体制から成り立っており、それらは受け入れられ、尊重されなければならないことを認め、他国に特定のモデルやシステムを押し付けるいかなる企てにも反対し、対話と寛容を促進する決意を強調」

世界には違った経済、政治、社会、文化の体制をもつ国があり、国連はそういう違った国の存在を前提に成り立っているのだから、それらはお互いに尊重し、受け入れなければならないというわけです。ここはとても大事なところだと思います。というのも私たちの周辺では、「西欧の近代啓蒙主義」やそれにもとづく「代議制民主主義」だけが普遍的な価値であり、米欧型のシステムを世界は見習うべきあるとして、それを基準に他国の社会や体制を審判したり批判したり敵視することが多いからです。かつて日本共産党の不破哲三議長が2005年の日本AALA創立50周年の記念講演のなかで、このことを強調されていたのをはつきりと思いだします。私たちはAALA諸国が歩んでいる道や状況を、その国がたどった歴史的経過を尊重してみる必要があります、その国が我々と同じ水準の代議制民主主義を実現していないからといって、安易に批判したり干渉したりしてはいけないという指導だったと思います。

バクー宣言はそのうえで、各国の主権の尊重を強調します。「各国の主権と政治的な独立」は加盟国がもつ権利と特権を十分に行使することによって実現するのだから、この行使を損ないかねないいかなる行動にも反対するというわけです。そしてこの各国の独立にたいする武力行使やその威嚇は許されないことを強調したうえで、「植民地主義と新植民地主義、人種差別、あらゆる形態の外国の介入、侵略、外国による占領、支配または覇権にたいするたたかい」と「大国中心の軍事同盟に入らず国際関係のバランス要因になること」の2つを追求するとし、それを貫いてきたことが非同盟運動の設立原則の有効性と歴史的な発展を特徴づけていると述べています。

### マハティール首相の警告

バクー宣言はそのうえで、これから具体的に取る政策について31項目にわたって述べています。国連の重視の項目では、国連総会の権限強化や安保理の民主的改革を主張するとともに、加盟国に課せられた義務を誠実に履行すると強調しています。これはいまの安保理が5大国の拒否権など世界の現実を反映しない非民主的な側面をもっているとしても、

現在おこなわれている諸決議は国際法として順守する義務がある、それを守ってこそ国連を国際秩序の中心において活性化させることができるという立場です。またそうであってこそ、ある問題では従うが自国の不利になる問題では従わないという大国の横暴に立ち向かうことが出来るという考えでもあると思います。

バクー宣言はそのうえで、各国の独立と主権の尊重、内政不干渉の原則を強調するとともに、その関連で別の項目を設け、米国などがいくつかの非同盟加盟国にたいしておこなっている「一方的強制措置」を国連憲章と国際法に違反すると強く非難し、撤回を求めています。国連安保理は、国際の安全に対する脅威と認めた場合には、決議（5常任理事国を含む9カ国以上の賛成）でいくつかの国に制裁決議を採択して、加盟国に実施をもとめています。核、ミサイル開発をした北朝鮮やイラン、かつてキューバを侵略したイラクに対する措置など、これまで30近い、決議で制裁が発動されています。しかしここでとりあげられている「一方的な強制措置」というのは、それとは別に、安保理の承認を得ないで各国や国のグループが独自に実施している「制裁」のことです。具体的には米国や欧州連合（EU）、英国やオーストラリアなどがイランや北朝鮮、キューバ、ベネズエラ、ニカラグアなどの非同盟諸国に対して独自に、あるいは安保理決議の枠をこえて実施している「制裁」のことです。日本が北朝鮮やイランにおこなっている独自の「制裁措置」もこの中に入ると思います。

「制裁」というと、なにかされている国が悪いことをしていかのような印象をもちますが、安保理の承認のもとに行われているものと、そうでないもの、たとえば「有志連合」と称して米国など特定の国グループがおこなっているものとは区別する必要があります。また「経済制裁」は、かつては武力行使にかわる非暴力的な強制措置として積極的な意味に使われることがありましたが、その影響は政権だけでなく多くの一般市民の生活に甚大な悪影響を及ぼすことから、他国にたいする「集団懲罰」だとして武力行使とかわらない「経済戦争」行為ととらえられるようになっていきます。たとえば米国が1962年から実施しているキューバにたいする「制裁」は、中身は経済封鎖であり、これは国連憲章と国際法、人道法に違反する措置であり、ましてやその措置を第3国にまで強制して従わない国に「制裁」を加えるという行動は、二重三重の国際法違反として国連総会で毎年圧倒的な多数で解除要求決議がされています。

またベネズエラにたいして米国が発動している「制裁」も、金融取引だけでなく主要輸出品の石油を初め広範囲の物品やサービスの貿易取引を禁止する事実上の経済封鎖で、これにより悪化していた経済を一層疲弊させ国民生活に大打撃をあたえています。トランプ政権は「ベネズエラを米国の安全保障にとっての特別の脅威」と認定したオバマ前政権の大統領令（2015年）と同大統領令が根拠にした1976年制定の国家緊急事態法に基づいておこなっていますが、客観的にみてマドゥーロ政権が「米国の安全保障にとって」特別な脅威とは誰も納得しないでしょう。「ワシントンの経済政策研究センター（CEPR）はことし4月、「集団懲罰としての経済制裁/ベネズエラの場合」と題する報告書を公表し、米国の経済封鎖によって4万人以上の死者の増加につながったと推計。著者の著名な経済学者の

ジェフリー・サックス教授は、トランプ政権による一方的制裁は、米州機構（OAS）憲章（OAS）特に第4章第19条と第20条に照らして違法である。また国際人権法および米国が署名した諸条約のもとで違法である、言い切っています。

大国がこのように恣意的におこなっている措置について、非同盟首脳会議でとても説得力ある演説をして感銘を与えたのはマレーシアのマハティール首相でした。資料編に全文が掲載されるので参照いただきたいのですが、94歳とは思えないしっかりとした口調で、冷静に諄々と説く演説で会場は静まりかえりました。首相は、16年前のイラク戦争から話を始め、超大国の大統領が「米国の味方につくのか敵になるのか」と各国の指導者に選択を迫ったことを思い起こさせました。そして多国籍軍が侵攻してイラクは破壊されたが、理由とされた大量破壊兵器は見つからなかった。そのまともな反省も破壊を修復する努力もないまま、イラクの国富は略奪され、戦利品として分け取りされた、として次のように続けています。

「世界は恐怖のなかにある」と当時、自分が言ったのはこうした理由からだった。大国よるイジメに反対する国はたちまち叩かれ、ズタズタにされる危険があった。国連の承認なしに。いまはどうか。世界を「適、味方」にわける「交戦」状態が依然として続いているではないか。「私たちは政権転覆と民主主義の輸出がどのように国家と文明を消耗させ、崩壊させているかを目のあたりにしています。非同盟諸国のなかにはこれに耐え抜いた国がありました。ほかの国が将来、同様の運命に苦しむかもしれません。そんなことは絶対にあってはならないことです」。

首相はそのうえで、大国が並外れた影響力をつかって貿易戦争をしかけ、交易条件をえさに、ブロックをつくって非同盟諸国を分断しようとしている。残念ながら、こうした圧力に屈する国があって非同盟運動はかつてのような団結がそこなわれている、と警告し、バンドン原則の有効性は今も失われていないのだから団結しようと訴えました。

### 核兵器の廃絶にむけた行動の決意を表明

バクー宣言は、「大量破壊兵器、特に核兵器の存在によって人類にもたらされる脅威を一掃する努力を倍加する」「核兵器のない世界を達成するため活動することを決意する」と表明しています。最初にのべたように、国連加盟国の3分2近い非同盟諸国が、核兵器の廃絶は可能だ、それにむけて努力すると表明したことはとても勇気付けられることです。最近、来日したローマ教皇が広島・長崎を訪問して同じメッセージを伝え、日本のマスコミは大きく伝えました。世界で13億人の信者のトップの呼びかけですから影響力は大きいという判断でしょうが、非同盟諸国は実際に政権を担っている国のトップが合意したよびかけです。被爆国のメディアとして同じように重視してほしかったと思います。それをまったく無視した日本のマスコミには、核兵器による力の政治は世界の現実で、日本も米国の核の傘の下にある。だから安全のためには仕方がない、という抜きがたい先入観があるように思います。これだけ多くの国が核兵器は安全保障の役にたたない、存在自体が人類に



たいする脅威であり、その廃絶こそが安全保障につながると考えて行動している。そういう事実が明らかになるのはどうもまずいという暗黙の判断が働いているのではないかと思います。

バクー宣言では、非核地帯の強化や拡大、とくに中東非核地帯の設置を支持していくと述べています。また平和目的の核エネルギー開発は各国の主権的な権利であることをあらためて表明しています。宣言にもりこまれたのは、これだけでその他の詳しい説明はありません。実は、首脳会議のスピーチで核廃絶にふれた首脳はほとんどいませんでした。そのかわり会議が採択した最終文書では、なぜ核兵器の廃絶が必要か、そのためにどういう手立てが必要で、非同盟諸国としてどう行動していくかということが事細かに書かれています。そして首脳会議に先立つ閣僚会議では多くの国の代表が核不拡散や核軍縮の重要性、緊急性に言及しました。私が聞いていた範囲では南アフリカやカザフスタンの代表が開発し保有していた核兵器をみずから放棄した意義を説き、ケニアやカザフスタン、グアテマラの代表が2017年7月に採択された核兵器禁止条約の意義を強調し、批准の推進を訴えました。

採択された最終文書で核軍縮にふれたのは「軍縮と国際の安全保障」という章で第234項から第300項まで、幅広い分野にわたって記述されています。特徴的なことをいくつか言いますと、第一に、これまで非同盟運動がとってきた核兵器廃絶にむけた努力とその立場を再確認するとし、そのうえで最初に核兵器の非人道性について言及しています。ノルウェーなど3回にわたって開かれた核兵器の人道性に関する国際会議や国際司法裁判所の判決を引用して、核兵器自体が違法であることを強調し、それを基礎にして核廃絶をめざした義務を果たすよう核保有国にもとめています。また核兵器の廃絶だけがその脅威に対抗して安全を確保する唯一の道だと強調しています。このことは様々な国際政治状況や対立の状況をからめて核兵器の保有を正当化し、廃絶という目標が非現実だとする主張には与しない立場を確固として表明するものとして、大変重要ではげまされる内容だと思いました。

第二に、核保有国が採用している核抑止論について、「核兵器の使用と脅しを表明しているだけでなく、戦略として採用している」のは「正当化できない」行為であるとして明確に否定し、それを排除するよう求めていることです。この関連では、抑止論にたった北大西洋条約機構(NATO)の戦略概念や米政府の「核態勢の見直し」を明示して、核保有と使用、その脅しを正当化する許されない考え方だと批判しています。また米政府の「国家安全保障戦略」という文書が現有の核兵器の精強化や新型核兵器の開発を公然と表明していることを核保有国がおっている軍縮義務への挑戦であると批判しています。政策文書が具体的に名指ししてとりあげているのはこれだけで、その他の核保有国、中国やロシア、英仏あるいはインドやパキスタン、イスラエルや北朝鮮といった国の政策には具体的にふれていません。

そのかわり「核保有国」といいかたで、このような諸国にたいし一連の国際条約や会

議で表明されてきた核保有国による核軍縮義務を果たす要求していいいます。その際、核保有国に課された核軍縮の義務は、ほかのあれこれの地域的な取り決めや部分的な措置によってかわることのできない緊急性を要する「最高の優先課題だ」と強調しているのは重要な点だと思います。最終文書はこの文脈で 2017 年に採択された核兵器禁止条約の意義に言及、拘束力をもって核兵器を禁止し、核廃絶につながるものと歓迎しました。核兵器禁止条約は 122 カ国の賛成で採択されましたが、そのうち非同盟運動の加盟国 97 カ国、オブザーバー国を含めて 105 カ国が賛成し、採択に大きな力を発揮しました。現在 70 カ国以上が署名し、35 カ国が批准して、発効まであと 15 カ国の批准となっています。

別項に核兵器廃絶にむけた取り組みを列挙した最終文書の項目をあげておきますので、参考にしていただきたいと思います。

バクー首脳会議で採択された最終文書にある核軍縮に関する合意項目は以上ですが、仔細にみると核不拡散条約 (NPT) に加入していない核保有国であるインドとパキスタン、北朝鮮が非同盟加盟国にはいつているため、NPT に関する項目ではそれらの諸国を除く NPT 締約国の主張となっているなど、一定の制約が示されています。

バクー宣言はこのほか、戦争反対と武力行使の禁止、紛争の話し合い解決の重要を強調。テロとのたたかいや航行の自由、平和維持活動、持続的発展のための 2030 年アジェンダと貿易体制についての交渉の問題、気候変動と南南協力などに触れていますが、それらは原文を参照していただくことにしてここでは人権問題にどうふれているかを紹介しておきます。

宣言は植民地主義や帝国主義、あるいは「一方的な強制措置」など大国による支配や干渉がその国の人々の人権に重大な影響をあたえると強調してきましたが、後半部分であえて「人権の問題」の項を起こして基本的な立場を次のように説明しています。第一に、すべての人権を守り促進する決意を確認する。それは普遍的で不可分、相互に関連しあつた国際的な誓約と国内法にしたがっておこなう。また建設的で強力的な対話と能力構築、技術支援や成果の認定を通じておこなうと述べています。それに加えて、開発・発展の権利について述べ、それらは平和と持続的な発展を達成するにあたって必要な人権の一部だと強調しています。

そのうえで「人権は、普遍性、透明性、公平性、非選択性、非政治化および客観性の基本原則の遵守によって強化されるべきである」と強調しています。ある国や地域、分野だけを取りあげ、特定の政治的な意図をもって取り上げたりするのはダメだ、二重基準は許されないという立場です。

さらに採択された最終文書では、1999 年 7 月にアルジェで開催されたアフリカ統一機構 (OAU) 首脳会議の決定で、非憲法的手段で政府が権力を握った国での憲法上の合法性回復を呼びかけたことを特記しています。またアフリカ連合 (AU) は 2000 年にロメで採択した

憲法に関する法で、非同盟諸国に運動の創設原則にそって民主主義の理想を掲げ続けるよう奨励したことを想起する、と述べています。

難民問題に加えてパレスチナ問題については、別の特別宣言というかたちで採択され、国家建設を含むパレスチナ人民の権利の回復にむけた闘いを支持し、そのための緊急行動を呼びかけています。

### 首脳会議オブザーバー参加の準備活動

最後になりましたが、日本 AALA の代表団の活動について報告します。最初に若干の経過を説明しますと、日本 AALA が非同盟運動を重視して、それに連帯しようという運動方針を決めたのは 1995 年の第 35 回大会以後のことで、非核・非同盟・中立の新しい日本をめざして活動するさいに、同じ方向性をもった非同盟運動を大いに学んで、連帯しようということになりました。その際に手がかりになったのは日本 AALA が加盟しているアジア・アフリカ人民連帯機構 (AAPS0) が創立時から非同盟諸国首脳会議のオブザーバー資格をもって参加できることでした。丁度、ソ連の崩壊直後のことで、ソ連に追随する組織が多かった AAPS0 が大きく動揺している時でしたが、秋庭元理事長の 60 年史によると、AAPS0 に非同盟首脳会議参加を打診すると 2 つ返事で OK がきた、ということで 1995 年の第 11 回首脳会議 (カルタヘナ) から代表が参加することになりました。冷戦が終わって非同盟運動も新しい目標と存在意義をめぐる論議が沸き起こった最中でしたが、行ってみると 1960 年代には解放組織の代表として交流していたアフリカ諸国の代表が一国を代表する政府の高官として参加して、旧交を温めたというような経験が数多く語られています。

その後、第 12 回非同盟諸国首脳会議 (1998、南アフリカのダーバン)、第 13 回非同盟諸国首脳会議 (2003、マレーシアのクアラルンプール)、第 14 回非同盟諸国首脳会議 (2006、キューバのハバナ)、第 15 回非同盟諸国首脳会議 (2009、エジプトのシャルムエルシェイク)、第 16 回非同盟諸国首脳会議 (2012、イランのテヘラン)、第 17 回非同盟諸国首脳会議 (2016、ベネズエラのマルガリータ) と毎回、代表団を送って参加してきました。この間、さまざまな課題に直面した非同盟運動を実際に参加して学ぶとともに、日米軍事同盟にしばられた日本の現状とその打開をめざす日本 AALA の活動と展望を広く知ってもらうという目的をもった参加だったと報告されています。

そのなかで特筆されるのは 2005 年の日本 AALA 創立とバンドン会議 50 周年にあたって開かれた記念講演会での日本共産党の不破哲三議長 (当時) の講演でした。先にも少しふれましたが、「アジア・アフリカ・ラテンアメリカ～いまこの世界をどうみるか」と題した講演は、AALA 諸国人民との連帯と友好、交流にとりくむ私たちの活動の意義と展望に本当に確信をあたえてくれるものでした。不破さんはこのなかで、植民地従属国のくびきを断ち切って政治的な独立を勝ち取った AALA 諸国がそれぞれに困難にぶつかりながら経済の自立的な発展に努力している姿を生き生きと述べながら、世界でもっとも活力のある 21 世紀の世界を動かす展望をもった地域になると強調しました。そしてそうした地域

の人々と憲法 9 条をもった平和な日本の合流に大きな未来があると語られました。その際に私たちがもたなければならない注意点として「自分たちの地域で生まれた政治制度や民主主義の制度的なあり方を、権利の絶対的な基準としない」ことが大切だと次のように述べられました



いまの世界には、アメリカやヨーロッパの国ぐにが、自分たちの地域で生まれた政治制度や民主主義の制度的なあり方を、権利の絶対的な基準として、その他の地域に持ち込み、その地域の国ぐにの状況をそれによってはかる、そしてその基準にあわないことがあると、「あれは独裁国だ」とか「遅れた国だ」とかかって片づけてしまうという傾向が、かなり強くあります。

この種の論法の被害を、アジアの国は、多かれ少なかれ、みんな受けているのです。それぞれの国が、いろいろと遅れた状況から出発して、近代化と民主化をめざしていますが、出発点となる状況も多様だし、その国情に応じての前進の道も、当然、多様となります。民族構成も複雑なら、おかれている条件も違います。そのなかで、矛盾が爆発しないようにしながら、一步一步前進しようとしている。そのときに「前進の仕方が遅い」とか「モデルが違う」などと攻撃する、アメリカのブッシュ政権が、イラクのアメリカ流「民主化」に成功したら、それを中東全体の「民主化」のモデルにする、などと豪語しているのは、その最悪の実例でしょう。

不破哲三『アジア・アフリカ・ラテンアメリカーいまこの世界をどう見るかー』（新日本出版社、2005 年）121 頁



そういう展望に導かれて私たちは非同盟運動の動向に注目し、先の 54 大会でも国際情勢の討論をおこなって、世界の構造変化をすすめる中核部分の動向としてとらえ、それに基づいて早くから今回の首脳会議に参加する方針を確認してきました。そして 9 月の末に「現在の非同盟運動をどうみるか」というテーマで国際部と学術研究部の合同部会を開いて、専門家や関心のある人々に集まってもらい意見交換をしました。その中で特に①アゼルバイジャンが議長国を引き受けた背景と今後の見通し②これまで何度かの危機を乗り越えて存続してきた運動の存在意義、などについて突っ込んだ検討をおこないました。

それに基づいて役員会でオブザーバー組織の一員として参加する目的と方針を決めました。①非同盟運動の現状と首脳会議の方針を正確に把握して今後の運動にいかす②A A P S Oを通じて日本A A L Aの立場と主張が可能な限り首脳会議に反映されるよう働きかける③非核・非同盟・中立の日本をめざす日本A A L Aの活動を広くしてもらおう、の3つです。そして首脳会議に提出する提案文書をまとめました。全文は資料にあるとおりですが、①人道介入論や保護する責任論など内政干渉を正当化するさまざまな議論を克服し、

主権と独立の擁護の原則をつらぬく②核兵器廃絶をめざす核兵器禁止条約の批准促進③日本など発達した諸国で軍事同盟の下にある人民のたたかいへの理解と連帯をもとめる、というものです。これらを会議に反映させる努力とともに、憲法 9 条を守る日本 AALA の運動を知ってもらおうという方針を確認しました。そして会議参加の任務分担として、首脳会議の内容を正確に客観的に把握する任務を清水先生にお願いし、私は首脳会議への要望を、AAPS0 を通じて反映させる任務をにない、そして関連情報の収集を大村さんに、憲法 9 条を守るたたかいの普及を浅尾さんの活動の紹介という形で広めることを確認しました。

### ハプニングの対応に追われる

オブザーバー参加のため早くから駐日アゼルバイジャン大使館を通じて、外務大臣あてに書簡を送り、日本 AALA から 2 人の代表団をうけいれてくれるように要請しました(6月)。その後、大使館から会議参加の詳しい説明の案内が届き、それに沿って参加の登録をおこないました。これは手紙でなく組織委員会ら ID をもらってインターネットで委員会にアクセスし、登録するというやり方でした。首脳会議の会場に入れるのは、オブザーバーは団長を含めて 3 人に限られること、残りの随員は別室のスクリーンで会議の様態をウオッチするなど参加の細かなルールが送られてきました。最後にビザのコピーもメールで送られてきて準備万端ととのいました。ドバイ経由バクーまで 20 時間ほどの旅は結構きついものでしたが、到着するとすぐ VIP ルームに通され、用意されたバンでホテルに直行という厚遇ぶり、その日始まった閣僚会議の一日目に参加することができました。

ところが思わぬハプニングに見舞われました。というのも翌日午前中にカイロから到着するはずだった団長のハディディ AAPS0 議長が到着せず、連絡が取れなかったことです。後で聞いてみると、手違いで議長の登録がされておらず、空港に到着しても迎えがなく、6 時間も待たされたそうなのです。また団長が泊まるホテルも予約されておらず、深夜になってようやく入れたとのことでした。私は、団長の到着次第、相談して私たちの提案文書の了解をもらって事務局に提出する手はずだったので、それが全く狂ってしまったわけです。仕方なくその日の夜、事務局に提案をメールで送って提出しましたが、できるはずだった当日のスピーチのリストには締め切り過ぎということで載せてもらうことができませんでした。閣僚会議の資料室にはアップされたので見てもらうことはできたと思いますが、AAPS0 以外のオブザーバー代表はすべて閣僚会議でもスピーチが出来たのに、私たちだけ出来なかったのはとても残念なことでした。

団長のハディディ議長は、元はエジプトの整形外科医で、大学で働いた後、厚生大臣をやった人で、80 をこえてもかくしゃくとしていて、どこにでも出かけるほど元気です。私は 6 年前の AAPS0 第 9 回大会で初めて会って以来、何度かお付き合いをしました。いつも相手の意見をよく聞いて、大所高所からまとめの意見をいうなかなかの人です。日本 AALA のことはよく知っていて、今度の首脳会議参加も日本 AALA の積極姿勢をととても素晴らしいと評価し、4 人の参加を歓迎してくれていました。ところが前日のハプニングで相当疲れたようで、立腹もしていたのでしょうか、会場に入っても言葉すくなで、2 日目は背広をぬ

いでジャンパー姿の平服で出席するなど「抗議」の意志を示すということでスピーチ原稿ももたず手ぶらで参加していました。

ところが首脳会議2日目の午後、新しいスピーチリストがメールで回ってきて、そこにハディディ議長の名があることがわかりました。原稿はホテルに置いてきたままです。順番まであと2時間ほどしかありません。議長はようやくその気になって、あれこれ相談することになったのですが、提出されているはずだから事務局とかけあって探してほしい、通訳のところには届いているはず、などとあれこれ要望されるわけです。交渉は団員である私の任務なので、事務局にかけあいましたが、らちが明かず、結局、カイロにあるAAPSOの事務局と連絡をとって原稿をメールで再送してもらい、それを事務局で印刷してもらうことになりました。原稿ができてハディディ議長に渡せたのは30分前というきわどいタイミングでした。そういう経過で、議長と相談してスピーチのなかに日本AALAが用意していた要望書の内容を反映してもらうという相談ができなかったことも残念なことでした。

それでも休憩時間や会議の前後などを利用して、各国や国際組織の代表と交流するのは楽しいことでした。私たちは、閣僚会議で、核兵器禁止条約の批准推進を訴えていたケニアやカザフスタン、グアテマラやキューバの代表団の席へでむいて、歓迎のあいさつをし、私たちの提案や関連の資料を渡しました。ケニアの外務次官は、核軍縮の問題がもっと討議されるべきだった。特に核兵器禁止条約の批准推進は、もっとも有効な手段だと考えていると強調していました。グアテマラのモニカ・ペレス多国間国際関係大使は、コスタリカのホワイト議長(国連の核兵器禁止条約制定会議)とともに制定に直接かかわった方で、条約は核兵器の非人道性を根拠にしていることが一番大事なところだ、民間の団体や市民運動の後押しがあったからできた、グアテマラは下院の審議が終わり、上院の後1会期で批准にこぎつけるといっていました。

コーヒーブレイク中のイランの外交団との話も興味深いものでした。トップの外務省政治局長は、首脳宣言のなかで大国による「制裁」非難が特別の一項目としてとりあげられることになったのは最大の成果だと強調していました。アゼルバイジャンとの関係などイランは周辺諸国と微妙な関係を続けているが、ロウハニ大統領が参加することによってよかった、米国やEUの制裁で歯磨き粉さえ手にはいらない一般国民が苦しんでいる、最大の人権侵害だと訴えていました。経済関係を断ってイランを圧殺しようとしているので、負けるわけにはいかない。日本には支援してもらってありがたい。米国との関係はわかるが、経済は切り離してビジネスで支援してほしいと言っていました。後で聞いてみるとイランの外交を実質的に仕切っている方で、なるほど自信に満ちた物言いは首脳宣言の起草に直接携わった人ならではのものと思いました。

ニカラグアのモンカダ外相とは閣僚会議の休憩中に話ができました。出発前の21日に東京のキューバ大使館であったレセプション(即位の礼に参列のため来日)であって挨拶をかわしていたので、そのことを伝えると、閣僚会議で議論になったばかりのボリビア情勢について話してくれました。10ポイント近くの差をつけているモラレス大統領の当選は疑

いないのではないかと、いづれにしても選挙の結果に外部からあれこれ干渉するのはおかしい、ましてや非同盟諸国が介入するのはダメだといっていました。首脳会議の昼食中にベネズエラのアレアサ外相とモンカダ国連大使を見つけたので挨拶にゆきました。二人は大事な演説をインターネットで読んだり、聞いたりしていて、立場の当否はともなく、米政権の不当な干渉にたいしてベネズエラの主権と自立を守ってたたかう姿にとても感動し、尊敬していたので、そのことを伝え、日本で連帯運動をしているというと、とても喜んで、日本のみなさんに感謝の気持ちを伝えてほしいといっていました。

世界平和評議会のゴメス議長や団員のインド人とは首脳会議での席が近かったのであれこれ話をしました。二人とも初対面でしたが、世評と AAPSO は創立時から兄弟組織のような関係にあるので、気心が知れていて、日本 AALA の活動方針や首脳会議への要望を紹介すると、なるほどと納得してくれました。このなかでインドのモディ政権の話になり、モディ首相の欠席は予想されたが、出席した副大統領の傲慢な態度が恥ずかしい。後から入ってきてスピーチが終わるとさっさと退出した。あんな政権は一日も早く変えなければと憤慨していました。副大統領の演説は私も聴きましたが、創立メンバーであるネルー元首相の名もバンドン会議にふれず、結びにはヒンドゥ教の経典を引用するなどびっくりするような内容でした。首脳会議の閉会ではパキスタンが特別に発言をもとめカシミール問題での自国の立場を主張しましたが、不意をつかれたのか反論にたった副大統領のスピーチは論理が一貫せず説得力に欠けるように感じました。

このほか挨拶をし、短時間でも話ができしたのは、南ア、エジプト、ミャンマー、キューバ、プエルトリコ独立党の外交団で、そのほかオブザーバー参加していた非同盟人権擁護機関、国連難民支援機構、世界保健機構など国際組織の代表と懇談したことを報告しておきます。

さて長くなりましたが、この間、団員の清水学先生にはアゼルバイジャンなどコーカサス地方や南アジアの政情について詳しい説明をうけ、そのうえ会議の演説のもようを詳しくフォローしていただきました。その結果は先生に別に報告を頂きます。また随員の大村さんには関連資料の収集のほか交流の場の写真撮影をお願いしてお世話になりました。こちらも別に報告いただけたと思います。また同じ随員として参加された浅尾さんには地元での 9 条の会の活動を世界の人々に知ってもらいたいということで、外国の人にもわかるような説明するための準備をしていただきました。長い飛行で体調をくずされ病院でチェックをうけるというハプニングもあったのですが、首脳会議の最終日に参加されて、取材陣に資料を配布することが出来ました。

最後に今度の参加にあたっては、初めて会員の方にカンパを訴えて支援を求めたところ 210 人以上の方から 53 万円をこえる資金が集まりました。それだけ大きな期待がかけられていると責任を痛感していたのですが、報告したようなハプニングに見舞われて、あれこれ反省する点は多々あります。これらはしっかり教訓を引き出して、今後に活かしていきたいと思いますが、大きな国際外交の場に直接参加をして、報告したような結果を実感で

きたことは最大の成果でした。この報告集を通じて、その内容を少しでもお伝えし、みなさんの活動の糧になることを願ってご報告としたいと思います。  
ご清聴ありがとうございました。

(以上)

(別項) 最終文書から  
軍縮と国際の安全保障

- 234 これまで一連の非同盟諸国会議でとられてきた核廃絶の立場を再確認
- 235 核軍縮が停滞している現状を憂慮し、行き詰まりの打開の努力をよびかけ
- 236 核兵器の残虐性、非人道性について 2013 年から 3 回開かれた非人道性についての国際会議の意義を強調。
- 237 核軍縮と不拡散の分野での多国間外交の絶対的有効性を確認。
- 238 単独行動主義の広がりを懸念し、国連憲章にそった多国間協議、多国間協定による持続可能な軍縮協定の重要性。
- 239 核兵器の存在と使用、使用の脅しによる人類への脅威を懸念、核軍縮を最優先とする立場を確認。
- 240 核保有国による軍縮義務の未履行を批判、軍縮義務をさだめた国際司法裁の判決や 2000 年の NPT 再検討会議での約束履行を要求。
- 241 ベラルーシ、カザフスタン、南アとウクライナが自発的に核兵器を放棄したことを評価。
- 242 核保有国に廃絶をめざした約束にそって緊急に行動を起こすことを要求。
- 243 核保有国が「NATO 戦略概念」などで核兵器の使用と使用の脅しを正当化しているだけでなく、軍事同盟と核抑止論にもとづいた安全保障概念を維持していることを「正当化できない」と批判し、戦略から核兵器の使用と脅しを排除するよう要求。
- 244 米国が「核態勢の見直し」報告で、既存の核兵器の精強化や新型の核兵器の開発を打ち出していることを、世界に約束した軍縮義務や、締結された包括的核実験禁止条約の義務に違反していると批判。
- 245 核兵器廃絶にむけた多国間の軍縮努力を歓迎。2017 年 7 月 7 日に国連会議で採択された核兵器禁止条約を、拘束力をもって核兵器を禁止する、核廃絶につながる成果と歓迎。
- 246 核軍縮と核拡散防止は、さまざまな部分的、地域的な取り組みと並行してすすめられるが、核軍縮はもっとも緊急性の優先課題であり、あれこれの取り組みや信頼醸成措置などを条件にしてはならない。
- 247 国連軍縮員会での核軍縮措置の議論の停滞を憂慮。
- 248 核廃絶にむけた削減プログラムを策定する軍縮会議の重要性と促進。
- 249 国連軍縮委員会のなかでの非同盟諸国の役割と活動、提案を評価。
- 250 核廃絶にむけた包括的核兵器条約を協議する軍縮会議の交渉開始をよびかけ。



- 251 2013年の国連軍縮ハイレベル国際会議のフォローアップを。
- 252 2014年から始まった国連の「核廃絶国際デー（9月26日）」の行事を、NGOや市民社会やメディア  
アとともに行う意義を強調。
- 253 核軍縮のロードマップを示した一連の国連総会決議とその実行の重要性。
- 254 中南米カリブ共同体（CELAC）が2014年から2017年まで毎年のサミットで採択した核軍縮についての特別宣言を評価。
- 255 第4回国連軍縮特別総会の開催に向けた動きを支持。
- 256 国連軍縮室や専門家グループの適切で透明性のある任命と育成の重要性。
- 257 核兵器の廃絶が核の使用と脅しにたいする唯一、絶対の保障であるとの立場を確認し、非核保有国にたいする核保有国の安全保障措置についての交渉の早期開始をよびかけ。
- 258 ミャンマー、タイ、スワジランドなどの包括的核実験禁止条約の批准を歓迎。2018年の「核態勢の見直し」で批准しない決定をした米国に懸念を表明。
- 259 米ロの新START条約について配備の削減を実質削減の代替にしないよう要求。
- 260 米ロのさらなる核削減交渉の停滞を懸念、米国の「核態勢の見直し」や「国家安全保障戦略」について核廃絶にむけた義務に反するものとして重大な懸念を表明。
- 261 ABMシステムの開発や宇宙の軍事化に懸念。
- 262-263-264-265 宇宙軍拡の防止。
- 266-267 情報通信技術の悪用禁止と平和と社会進歩のための利用促進。
- 268 国際の平和と安全の目的にそったミサイル問題への取り組みの必要。
- 269-270 非核地帯の設置の意義と未設置地域への設置のよびかけ。
- 271 2020年NYでの第4回非核地帯およびモンゴル会議の開催を支持。
- 272 中東非核地帯条約の設置を支持、イスラエルに核不拡散条約への加入とIAEA査察の受け入れを要求。
- 273 中東非核地帯設置のための国際会議開催と各国へ参加をよびかけ。
- 274 中東非核地帯や非大量破壊兵器地帯の設置にかんするシリアやエジプトの提案を支持。
- 275 中東非核地帯設置についての国連総会決議を支持。
- 275 同決議案への米とイスラエルの反対は遺憾。
- 276 イスラエルの核能力について質問を続けるアラブ諸国グループの努力を支持。
- 277 2007年9月6日のイスラエルによるシリア施設の攻撃を非難。
- 278 軍縮と軍備管理協定の実行にあたって環境基準を守る重要性。
- 279 地域レベルの平和と安定の促進のための国連講行動の重要性、平和軍縮のための3地域センターの維持と活性化。
- 280 （以下は非同盟諸国内の核不拡散条約（NPT）締約国の首脳的主張として）同条約と関連取り決めの役割を認め、核保有国にたいし条約に決められた軍縮義務を果たすようよびかけ。
- 281-282-283 一部に留保をつけながらNPT再検討会議とその行動計画の重要性を強調、中東での行動計画を歓迎。中東非核地帯設置にかんする決議の未履行に遺憾を表明し、

早期実行を求める。

284-285 2015 年の NPT 再検討会議での中東非核地帯設置をめぐる米、英、カナダの反対に遺憾表明。

286-287 核保有国にたいし NPT 第 6 条にきめられた核廃絶のための 13 項目の措置の完全実施を要求。非核保有国にたいし核兵器の使用と威嚇をしない約束を完全に守るよう要求。

288-289 (以下は非同盟首脳会的首脳たちの主張) 核エネルギーの平和目的の研究開発の権利を再確認。関連物資の輸出入制限を差別的に行うことに反対。IAEA を特定の政治目的で使うことを拒否。NPT は平和目的の研究開発の権利をおかしてはならない。

290 発展途上国による平和目的の核開発の権利と、発達した諸国の援助義務。

291 イラン核合意の実行をよびかけ。

292 核燃料サイクルの「供給メカニズム」についての IAEA 理事会による 3 つの提案に留意。さらなる措置は透明性のある協議によってとられるべき。

293 IAEA の検証にたいする干渉や圧力に反対。

294 平和目的の核施設にたいするいかなる攻撃にも反対。

295 放射性物質の安全と管理を強化する必要。

296 核の安全確保と事故を最小限に抑える一義的責任は各国に。

297 核事故にたいする地域的、国際的な準備態勢の改善の必要。

298 核の安全管理を平和目的の開発の権利の否定や制限に使ってはならない。

299 安全管理の権限をもつのは IAEA だけ。

300 拡散にかんする諸問題は政治的、外交的手段で、国際法にのっって解決。

(以下、生物兵器にかんする項目に続く) (以上)